

2016年（平成28年）10月31日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2016年（平成28年）4月25日付けで諮問された「藤沢市石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。4. 当該石原谷造成工事に於ける〇〇〇〇（法人）公益用地抛却審査書」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が「藤沢市石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。4. 当該石原谷造成工事に於ける〇〇〇〇（法人）公益用地抛却審査書」の行政文書公開請求に対し、2016年（平成28年）2月15日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は妥当である。

## 2 事実

- (1) 異議申立人は2016年（平成28年）2月2日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。4. 当該石原谷造成工事に於ける〇〇〇〇（法人）公益用地抛却審査書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を、「開発行為により生じた公共用地の寄付採納について」（以下「本件対象文書」という。）と特定し、異議申立人に対し同月15日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は同年4月21日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを

求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

- (4) 実施機関は同月25日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消すとの決定を求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び口頭意見陳述によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 全て開示せよ。地域再開発費捻出の資料としたい。図半分提示は、納税者を愚弄する行政は黙視し難い。

イ 条例により一律に法人印の印影を公開しないことは、不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を公開する必要があると認めるときは開示決定を行うとする個人情報保護委員会における情報公開法に基づく処分に係る審査基準に反するものである。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、申立て理由の中で、「全て開示せよ。地域再開発費捻出の資料としたい。図半分提示は、納税者を愚弄する行政は黙視し難い。」と主張するが、行政文書公開請求の対象となった文書である「4. 当該石原谷造成工事に於ける共栄興業(株)公益用地拋出審査書」については当該名称に一致する行政文書は作成されておらず不存在であるが、請求の趣旨と想定される文書「開発行為により生じた公共用地の寄付採納について」については、4頁目の法人の印影以外、図面も含めて全て公開を行った。それにもかかわらず、異議申立人は実施機関があたかも情報公開の趣旨を蔑ろにしているかのごとく曲解し、「全て開示せよ。」とする主張は理由が無く、認容できるものではない。

- (2) 本件対象文書のうち異議申立人が半分提示だとしている図面については、保存している図面が写しであり、写しの原本に記載されていた可能性のある部分については、当該写しには含まれていないものであるため、公開できる

図面は全て公開している。

また、本件対象文書のうち4頁目の法人の印影2箇所については、公開された場合、偽造等悪用される可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するため非公開としたものである。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件対象文書について

異議申立人による本件請求は「藤沢市石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。4. 当該石原谷造成工事に於ける〇〇〇〇(法人)公益用地抛出審査書」の行政文書の公開を求めるというものである。これに対し、実施機関は、本件対象文書を「開発行為により生じた公共用地の寄付採納について」と特定した。

### (2) 本件処分について

#### ア 本件請求文書の存否について

(ア) 実施機関によれば、本件対象文書のうち異議申立人が半分提示だとしている図面については、保存している図面が写しであり、写しの原本に記載されていた可能性のある部分については、当該写しには含まれていないものであるため、公開できる図面は全て公開している、とのことである。

(イ) これに対して、異議申立人は本件対象文書について「全て開示せよ。図半分提示は、納税者を愚弄する行政は黙視し難い。」と主張している。

(ウ) 図面が全て公開されていないとする点について、審査会において、実施機関が保管している資料の提示を受けインカメラで調査を行ったところ、当該資料は元々が写しであり、異議申立人に対して公開した図面以外の図面の存在は認められなかった。また、本件図面は当該事務に必要な限度で実施機関が写しを管理していたものと推認され、異議申立人に対して公開した図面以外の図面が存在しないことについて、実施機関の主張に不自然な点はないものと認められる。

したがって、本件対象文書は公開した文書以外は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

#### イ 条例第6条第2号該当性について

(ア) 実施機関は、当該印影については、公開された場合、偽造等悪用される可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するため非公開とした。

(イ) これに対して、異議申立人は、実施機関が本件対象文書のうち法人の印影について非公開としたことについて、条例により一律に法人印の印影を公開しないことは、不開示情報が記録されている場合であっても公益上特に当該行政文書を開示する必要があると認めるときは開示決定を行うとする個人情報保護委員会における情報公開法に基づく処分に係る審査基準に反するものである、と主張している。

(ウ) 審査会において審査を行ったところ、当該印影については、公開された場合、偽造等悪用される可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを否定できず、また、条例第6条第2号ただし書きに定める「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」にも該当しないことから、実施機関が、当該印影を非公開としたことは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 2. 2	行政文書公開請求受付
2. 15	行政文書公開一部承諾決定処分
4. 21	行政文書公開一部承諾決定処分に対する異議申立書受理
4. 25	実施機関から審査会へ諮問書の提出
5. 10	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
6. 3	異議申立人から審査会へ意見書の提出
7. 7	異議申立人により審査会へ提出した意見書の取下げ
8. 29	異議申立人及び実施機関への意見聴取 審議
10. 31	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長      ○職務代理者